

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	障害福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野々市市は、障害福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる危険を軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

障害福祉に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先の情報保護管理体制の確認及び秘密保持に関して契約に含めることにより万全を期している。

## 評価実施機関名

野々市市長

## 公表日

令和5年6月5日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	障害福祉に関する事務
事務の概要	<p>児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく関係事務。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由            由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サ            ービスの提供であって主務省令で定めるもの。</p> <p>身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民            年金法等の一部を改正する法律の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は            地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p>
システムの名称	福祉総合システム（障害福祉システム） 福祉給付システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
総合支援給付管理ファイル、児童施設通所管理ファイル、身体障害者福祉ファイル、知的障害者福祉ファイル、精神障害者福祉ファイル、自立支援医療管理ファイル、補装具管理ファイル、日常生活用具管理ファイル、地域生活支援事業ファイル、手当支給ファイル、特別児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第1の8、11、12、14、34、46、47、84の項</p> <p>番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第12条、第14条、第25条、第37条、第38条、第60条</p> <p>番号法第9条第2項 野々市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第2の10の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>【特定個人情報の情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2の9、12、15、16、19、26、27、28、30、31、54、55、56の2、57、79、85、87、106、109、110、116、120の項</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第44条、第53条、第55条の3、第59条の3</p> <p>【特定個人情報の情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2の10、11、12、20、25、53、67、68、69、85、108、109、110の項</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第9条、第10条、第14条、第18条、第27条、第37条、第38条、第55条</p> <p>番号法第19条第8号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉部福祉総務課
所属長の役職名	福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉総務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉総務課

## しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし	

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月22日	- 1 対象人数 及び 取扱者数 - 2	平成27年5月20日時点	平成28年6月30日時点	事後	
平成28年10月26日	- 3 個人番号の利用	右記の文言を追加	番号法第9条第2項 野々市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第2の10の項	事前	
平成28年10月26日	- 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	右記の文言を追加	番号法第19条第8号	事前	
平成29年5月23日	- 5 評価実施機関における 担当部署	福祉総務課長 堤 喜一	福祉総務課長 小川 幸人	事後	
平成29年5月23日	- 1 対象人数 及び 取扱者数 - 2	平成28年6月30日時点	平成29年5月3日時点	事後	
平成30年1月23日	- 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	右記のように文言を追加する。	【特定個人情報の情報提供の根拠】に番号法別表第2の9、12、15、110、120及び番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第10条の2、第11条の2、第55条の3、第59条の3を追加	事前	
平成30年6月28日	- 5 評価実施機関における 担当部署 所属長の役職名	福祉総務課長 小川 幸人	福祉総務課長	事後	
平成30年6月28日	- 1 対象人数 及び 取扱者数 - 2	平成29年5月3日時点	平成30年5月8日時点	事後	
令和1年6月10日	リスク対策	-	項目追加による記載	事後	
令和2年10月1日	- 1 対象人数 及び 取扱者数 - 2	平成30年5月8日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	- 1 対象人数 及び 取扱者数 - 2	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月5日	4 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年6月21日	- 1 対象人数 及び 取扱者数 - 2	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月5日	- 1 対象人数 及び 取扱者数 - 2	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	